

## 埼玉県秩父地域災害保健医療調整会議設置要綱

〔 令和7年5月29日 秩父保健所長決裁  
最終改正 令和7年10月30日 〕

### (設置)

第1条 秩父保健所管内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町）における災害時の保健医療体制を確保するために必要な事項について協議を行うことを目的として、埼玉県秩父地域災害保健医療調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 調整会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 発災後に設置する地域災害保健医療対策会議（以下「対策会議」という。）に関すること
- (2) 災害時に必要な体制や発災直後の情報収集体制の検討・整備に関すること
- (3) 災害時の保健医療活動チームの受入及び調整に関すること
- (4) 災害時の保健医療活動に関する研修及び訓練に関すること
- (5) その他秩父保健所管内の実情に応じ必要な事項

### (組織)

第3条 調整会議の委員は、次に掲げる者とし、第8条で定める事務局の長が選任する。

- (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会及び看護協会の代表
- (2) 災害時連携病院の代表
- (3) 地域災害医療コーディネーター、地域災害薬事コーディネーター
- (4) 市町、消防の職員
- (5) 保健所長
- (6) その他必要と認められる者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 調整会議の会長は保健所長とし、副会長は会長が指名する委員とする。

2 会長は会務を総理し、調整会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 調整会議は、会長が招集する。

2 調整会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 調整会議は、必要がある場合は、関係者の出席を求めることができる。

### (会議の公開)

第7条 調整会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができる。

(調整会議の庶務)

第8条 調整会議の庶務は、秩父保健所に設ける事務局において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月30日から施行する。